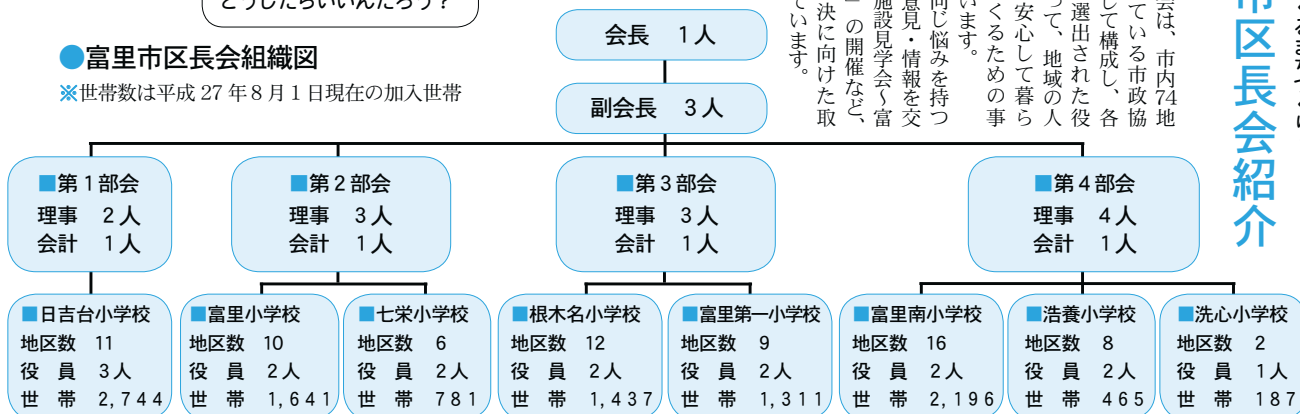


このような悩みなどはありませんか？



●富里市区長会組織図

※世帯数は平成27年8月1日現在の加入世帯



地域の絆  
今だからこそ自治会へ！

力を合わせよう助け合おう

地域に住む人たちがお互いに連携し、支え合いながら、明るく住みよい豊かなまちづくりのために、区・自治会に加入する多くの皆さんが、さまざまな活動に取り組んでいます。

区・自治会は、最も身近な組織です。区・自治会へ加入を希望する人は、住んでいる地域の区長または自治会長に申し出てください。

なお、連絡先がわからないときは、問い合わせてください。

☎ 市民活動推進課 市民協働推進班  
☎ (93) 11117

富里市区長会紹介

～みんなでつくるまちづくり～

富里市区長会は、市内74地区に設置されている市政協力員を会員として構成し、各小学校区から選出された役員が中心となって、地域の人たちが安全に安心して暮らせるまちをつくるための事業を展開しています。

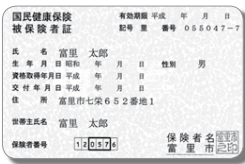
同じ立場・同じ悩みを持つ会員同士が、意見・情報を交換する「市内施設見学会」や「富里を知ろう」の開催など、地域の課題解決に向けた取り組みを行っています。

10月1日から

国民健康保険の  
保険証が変わります

☎ (93) 4083

保険証が10月1日に一斉更新されます



▲郵送される国民健康保険被保険者証 (クリーム色)

保険証の紛失に注意！

保険証はカードサイズのため小さく携帯しやすい反面、紛失しやすいので注意してください。

なお、希望者には国保年金課または日吉台出張所でピニールケースを配布しますので、利用してください。

社会保険などを脱退したときは必ず届出を！

更新される保険証は、9月下旬に特定記録郵便（ポスト）に投函する配達方法で世帯主宛てに郵送します。

保険証が届かないときや、内容に誤りがあったときは、国保年金課へ連絡してください。

なお、保険税の未納がある世帯や、特別な理由もなく滞納している世帯には「短期保険証」または「資格証明書」を郵送します。

※保険証は8月31日現在のデータで作成しています。

ご注意ください

9月1日以降に脱退・変更などの手続きをしたときは、8月31日現在のデータで保険証が送付されることがあります。

その場合、送付された保険証は使用できませんので注意してください。

国民年金の任意加入

資格期間が足りない人へ

☎ (93) 4085  
☎ 043 (212) 8621

受給するためには

老齢基礎年金を受給するには、保険料納付期間、保険料免除期間、任意加入できる人が任意加入しなかった期間（カラ期間）などを合算して、原則として25年以上の資格期間が必要です。

カラ期間

昭和36年4月以降で、20歳までの間に、国民年金に任意加入しなかった期間です。資格期間には含まれますが、年金額の計算には含まれません。

カラ期間の主な例

- 会社員の被扶養配偶者（昭和61年3月まで）
- 学生（平成3年3月まで）
- 厚生年金の脱退手当金を受給した期間
- 海外に居住していた期間（日本国籍を有する人）

加入期間の延長

受給に必要な年数が不足している人は、加入期間を65歳まで延長することができます。そのほか、老齢基礎年金を受け取る資格があっても、以前に保険料の未納期間や免除期間がない人も、任意加入で年金額を増やすことができます。

ただし、厚生年金や共済組合に加入中の人や、60～64歳のときに老齢基礎年金を繰り上げて受給している人は加入できません。

特例制度

65歳になっても必要な年数が不足している年金を受けられないときは、昭和40年4月1日以前に生まれた人を対象に、70歳になるまでさらに加入できる特例制度があります。この保険料は、月額1万5,590円（平成27年度）です。

ただし、任意加入者には免除制度がありませんので、注意してください。

年金相談



市では、毎月1回、社会保険労務士による年金相談を行っています。

厚生年金や共済年金、国民年金の請求手続き、加入期間などの悩みを解消してみませんか。

日時

9月17日（木）  
午前10時～正午／  
午後1時～3時

場所

市役所分庁舎1階会議室  
☎ 国保年金課  
☎ (93) 4085

高齢者医療年金班